

漁獲シナリオ等の検討について

令和6年3月5日(火)

第2回資源管理方針に関する検討会
～マダイ日本海西部・東シナ海系群～

水産庁

1. 今回検討すべき事項等

- ① 資源評価の更新結果のまとめ
- ② 漁獲シナリオ(案)
- ③ TAC管理の対象範囲(案)
- ④ 管理期間(案)

2. 今後のスケジュール(案)

1. 今回検討すべき事項等

① 資源評価の更新結果のまとめ

- 資源管理手法検討部会での意見等を踏まえ、資源の利用実態等をもとに、資源管理の目標を「若齢魚（1～6歳）の漁獲量が最大となることが期待される親魚量（SB_{84%msy}）」とした場合の結果が示された。
- 「SB_{84%msy}」を目標とする場合、「MSYを達成する親魚量」を目標とする場合に比べ、
 - ① 当面の平均漁獲量（＝ABC）は大きくなるが、
 - ② 限界管理基準値（案）を下回る確率は変わらない。

資源管理の目標等	数量
2022年の親魚量	13,000トン
目標管理基準値（案）（Target Reference Point: TRP） ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	39,300トン
若齢魚の漁獲量が最大となることが期待される親魚量（SB _{84%msy} ）	13,100トン
限界管理基準値（案）（Limit Reference Point: LRP） ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%の漁獲量が得られる親魚量。	8,960トン
禁漁水準値（案） ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量。	1,440トン

1. 今回検討すべき事項等

② 漁獲シナリオ(案)

- ステップ1・2では、当面の管理の目標となる暫定的な目標管理基準値として、「若齢魚(1～6歳)の漁獲量が最大となることが期待される親魚量(SB_{84%msy})」を定める。
- ステップ3では、最新の資源評価結果等をもとに、必要に応じて見直すこととする。
- 限界管理基準値については、「下回ってはいけない資源水準」であり、MSYベースの目標管理基準値に基づいて定めることとする。
- 上記を前提とした上で、2033年に親魚量がSB_{84%msy}を上回る確率が50%を超える漁獲シナリオとして、種苗放流を想定した「1.0×F_{84%msy}」を採用。

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値 ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	39,300トン
暫定的な目標管理基準値 ＝1～6歳の漁獲量が最大となることが期待される親魚量(SB _{84%msy})	13,100トン
限界管理基準値	8,960トン
禁漁水準値	1,440トン

2034年に親魚量がSB _{84%msy} (13.1千トン) を上回る確率														
$\beta \times \text{漁獲圧}$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
1.0×F _{84%msy}	5.0	5.3	5.5	5.5	5.6	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.8	5.8	5.8	64%
0.9×F _{84%msy}	5.0	5.3	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	100%
0.8×F _{84%msy}	5.0	5.3	4.6	4.9	5.2	5.5	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	6.2	6.3	100%
0.7×F _{84%msy}	5.0	5.3	4.1	4.6	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0	6.2	6.3	6.4	6.4	100%
現状の漁獲圧	5.0	5.3	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5	49%

※限界管理基準値下回る確率は、1.0×F_{84%msy}～0.7×F_{84%msy}で、すべて0%

1. 今回検討すべき事項等

③ TAC管理の対象範囲(案): 都道府県の範囲について

- 資源評価の分布域と同様に、鳥取県から鹿児島県(佐多岬以西)までの日本海・東シナ海の府県を対象とする。

対象: 鳥取県、島根県、山口県(日本海)、福岡県(日本海)、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県(佐多岬以西)

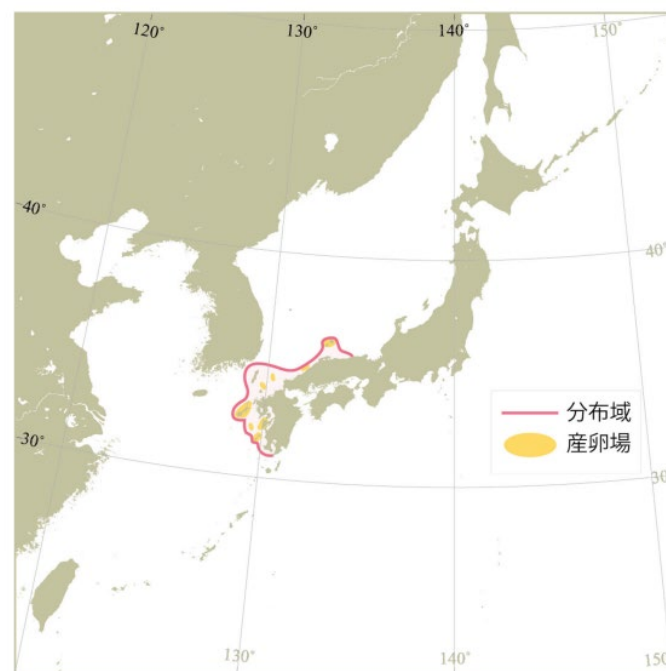
- 大臣許可漁業(沖合底びき網漁業)に係る管理対象の水域については、当該分布域と重なる操業水域を対象とする。(※)

(※)①、②の範囲

①最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経129度59分52秒との両線間における海域

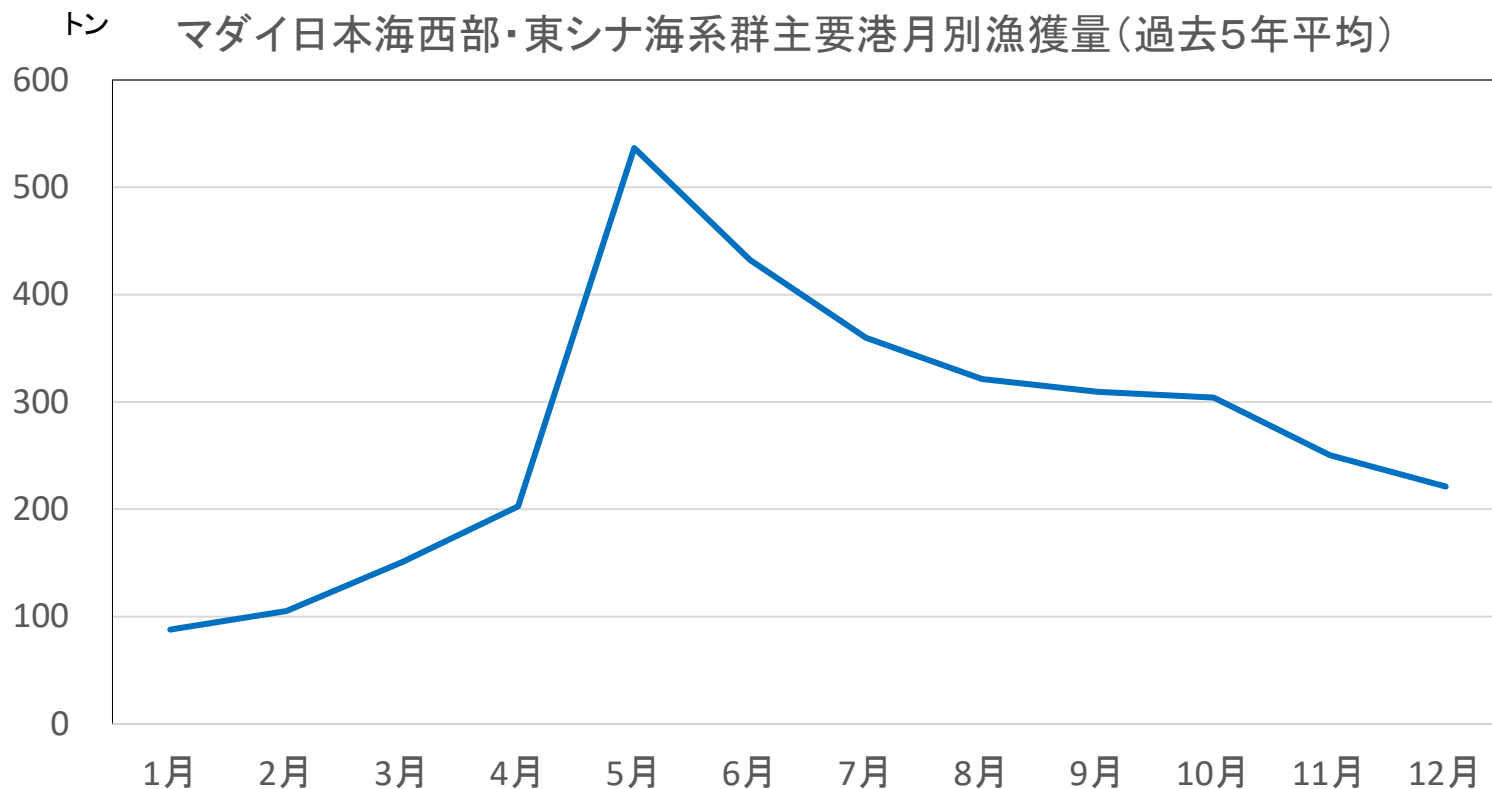
②北緯36度11秒の線、北緯33度9分27秒の線、東経129度59分52秒の線及び東経127度59分52秒の線により囲まれた海域

《分布図》



1. 今回検討すべき事項等

④ 管理期間(案)



資源全体の月別漁獲量を見ると、春に盛漁期を迎えることから、
1月～12月(又は4月～翌年3月)とする。

2. 今後のスケジュール（案） ※仮に管理期間が1月からスタートする場合

時 期	事 項	具体的な内容等
令和6(2024)年9月頃まで	(都道府県等の担当者の会議、現地説明会等を開催)	
令和6(2024)年9月頃	- 資源管理基本方針の改正案についてパブリックコメントを実施 - 令和7(2025)管理年度のTACについて意見交換会	- TAC魚種への追加(ステップ1の開始)について、資源管理基本方針の改正案を提示 - 令和6(2024)管理年度の資源評価結果に基づいて、TAC案について意見交換 (※国全体の数量を定めるのみで、都道府県等へ配分は行わない)
令和6(2024)年10月頃	- 資源管理基本方針の策定 - 令和7(2025)管理年度のTAC決定	水産政策審議会資源管理分科会の意見を聴いて、決定
令和7(2025)年1月	TAC管理(ステップ1)開始	管理期間:1月1日~12月31日